

# 令和4年度医療的ケア児等支援者養成研修及び 医療的ケア児等コーディネーター養成研修開催要領

## 1 趣 旨

医療的ケア児等については、支援の領域が広く、保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関の連携体制を構築する必要があり、それらの支援を総合調整するコーディネーターを養成することにより、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

## 2 主 催 京 都 府（共 催：京 都 市）

## 3 日 時

- (1) 医療的ケア児等支援者養成研修(webによる講義)：令和4年12月
- (2) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修((1)の研修課程修了後、演習)  
：令和5年1月30日(月)、31日(火)

## 4 会 場

- (1) 医療的ケア児等支援者養成研修  
web配信による開催  
受講時期などの詳細については、受講決定時にお知らせします。
- (2) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修  
京都テルサ（京都市南区新町通九条下ル）東館3階 大会議室

## 5 対象者

- (1) 医療的ケア児等支援者養成研修  
次の①及び②を全て満たす者とする。
  - ① 地域の事業所等で医療的ケア児等を支援している者又は今後支援したいと考えている者
  - ② 京都府内(京都市内を含む。)に所在する次の事業所及び関係に所属する者
    - ア 障害福祉分野で相談支援事業に従事している相談支援専門員、サービス事業所従業者等
    - イ NICUのある医療機関等の地域支援相談員、訪問看護師、行政職員(保健師等)
    - ウ 保育所、幼稚園、学校、特別支援学校等で医療的ケア児等に関わる者
    - エ その他受講の必要があると知事が認める者
- (2) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修  
次の①及び②を満たす者とする。
  - ① 今後、医療的ケア児等の障害福祉サービスの利用等に必要なコーディネートを専門的に行う予定のある者
  - ② 医療的ケア児等支援者養成研修を修了している者又は本年度修了予定の者

## 6 定員

- (1) 医療的ケア児等支援者養成研修(webによる講義) 120名
- (2) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修(演習) 40名

※定員を超える場合は、希望者全員に受講いただけません。  
受講決定時にお知らせします。

## 7 受講申込方法及び受講の可否について

### (1) 受講申込方法及び申込先

メール又はFAXにより、次の書類を令和4年11月21日(月)《必着》までに、別添受講申込書を「5 対象者」ごとに次表の申込先へ送信してください。

FAX送信結果については、必ず御自身で送信結果を御確認願います。

「5 対象者」の区分	申込先
(1) 相談支援事業所、福祉サービス事業所従事者等	事業所所在地の市町村障害福祉担当課
(2) 医療機関、保健所等行政機関の医療従事者等	京都府医療的ケア児等支援センター「ことのわ」 (京都府健康福祉部障害者支援課内)
(3) 保育所、幼稚園、教育機関の従事者等	【京都市を除く機関】 京都府医療的ケア児等支援センター「ことのわ」  (京都府健康福祉部障害者支援課内) 【京都市内の機関】 京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課
(4) その他受講の必要があると知事が認める者	京都府医療的ケア児等支援センター「ことのわ」 (京都府健康福祉部障害者支援課内)

### (2) 受講の可否

申込多数の場合は、受講できない場合がありますので御了承ください。

受講の可否については、12月2日(金)までに所属事業所宛てにお知らせします。また、定員内で全員の受講が可能な場合は、ワムネット京都府ページにおいてもお知らせしますので御確認ください。

## 8 受講料・資料代 無料

※参考図書の準備については、10-(2)を御参照ください。

## 9 修了について

- (1) 「(1) 医療的ケア児等支援者養成研修」について、受講を確認するため、アンケート等を提出していただく予定です。
- (2) 「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」の研修修了者には、修了証書が交付されますが、医療的ケア児等支援者養成研修は交付されません。

- (3) 各科目の遅刻及び早退は、いかなる場合においても認められません。  
 その他、受講態度が著しく不良な場合等は、受講の継続、修了の認定を行わない場合があります。
- (4) 1科目でも未修了がある場合は、修了証書は発行されませんので御注意ください。
- (5) 修了者名簿を京都府で管理しているため、修了証書は所属の所在地に関わらず、京都府知事名で交付します。

## 10 その他

- (1) 受講申込書に記載された個人情報、当研修の適正かつ円滑な実施の目的のみに使用させていただきます。
- (2) テキストは各講師が準備する資料のほか、次の書籍を参考図書としますので、各自で御準備をお願いします。  
 「医療的ケア児等支援者養成研修テキスト」(中央法規 3,300円)  
 「医療的ケア児等コーディネーター養成研修テキスト」(中央法規 2,200円)
- (3) 計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が「要医療児者支援体制加算」等を請求するには、4日間コースの「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」を修了した相談支援専門員を配置し、その旨を公表する必要があります。
- (4) 修了者について、市町村及び京都府保健所へ情報提供を行います。また、修了者の所属事業所名等の情報の公表がされる場合がありますので御了承ください。その場合、原則として氏名等の個人情報の公表は行いません。
- (5) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の当日は、会場入口にて検温を実施します。また、会場では、マスク着用、アルコール消毒など、新型コロナウイルス感染症対策に御協力ください。
- (6) 研修当日、風邪症状や咳、息苦しさ、37.5℃以上の発熱等体調に不安がある方は、受講を御遠慮ください。
- (7) 新型コロナウイルスの感染拡大状況により、演習が中止になる場合がありますので御了承ください。

## 11 お問い合わせ先

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府医療的ケア児等支援センター「ことのわ」

(京都府健康福祉部障害者支援課内)

電話 (075) 414-5120 FAX (075) 414-4597

メール [shogaishien@pref.kyoto.lg.jp](mailto:shogaishien@pref.kyoto.lg.jp)

